

「奨学のための給付金」受給申請のご案内

「奨学のための給付金」は、授業料を対象とした就学支援金とは別に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

◎令和6年7月1日時点で、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。



要件	
保護者	<input type="checkbox"/> ①生活保護(生業扶助)受給世帯 又は ②非課税世帯 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割)
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金の受給対象者
	<input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない

対象者：保護者
申請：7月以降
回数：年1回
給付：申請の口座へ振込み

2 給付額はいくらですか？

◎ 表の区分ごとに、次の金額が給付されます。

要件は、いずれも令和6年7月1日時点の状況で判断します。



*1 「高校生等」とは、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在籍し、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給対象となっている者です。

Q1 生活保護法に定める生業扶助を受けていますか？				
給付額(年額)	受けている	受けていない		
	52,600円	Q2 保護者全員の道府県民税・市町村民税の所得割が非課税ですか？		課税
		非課税(0~99円)		
		Q3 学校は通信制又は専攻科ですか？		
152,000円	通信制・専攻科以外		通信制又は専攻科	
	Q4 他に扶養している15歳(中学生は除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいますか？			
142,600円	兄弟あり	通信制に在学中あるいは高校生等以外の弟妹あり*1	左記以外	
	52,100円		(対象外)	

3 どんな書類が必要ですか？

◎ 奨学給付金受給申請書	○	○	○	○
① 通帳等の写し(コピー) 金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ	○	○	○	○
② 保護者全員の所得確認書類 ※コピーも可 ⇒裏面「4 所得確認書類」をご覧ください。		○*2	○*2	○*2
③ 生活保護(生業扶助)受給に関する証明書 福祉事務所で証明を受けてください。	○*3			
④ 在学証明書 生徒の在学期が発行したもの	△*4	△*4	△*4	△*4
⑤ その他の書類 上記のほかに、委任状やその他の書類が必要な場合があります。	△*5	△*5	△*5	△*5

*2 令和6年度課税証明書

個人番号(マイナンバー)の写しを提出し、給付金審査の利用に同意(申請書にチェック)した場合は不要【県内校に限る】

*3 県が定める証明書の様式を利用してください。(市区町が発行する証明書で生業扶助受給が証明される場合は可)

*4 生徒が県外校の場合は、添付が必要

*5 その他書類が必要な場合は別途お知らせします。

4 所得確認書類

住民税の課税額等を証明する書類（保護者全員） ※控除対象配偶者の場合も必要です。

下記の書類（令和6年度分）

- 市区町村が発行する、道府県民税及び市町村民税の所得割額が分かる課税証明書又は非課税証明書の写し

◎ 非課税世帯確認の早期化のため、課税証明書等の添付をお願いします。

これまで県へマイナンバーを提出された方で、今回の給付金申請で、就学支援金事務に伴う課税情報の利用に同意される場合は、課税証明書の添付を省略できます。（県内校に限る）（注1）

ただし、税の未申告（注2）や課税地の誤記入等の事由によって就学支援金の認定審査に時間を要することが予想されます。

つきましては、給付金の審査を円滑に進めるため、令和6年度の課税証明書又は非課税証明書（保護者全員）を市区町村役場で取得し、申請書に添付していただきますようお願いいたします。

注1 課税証明書の添付を省略する場合、申請書裏面の（B）（b）の同意欄にチェックを入れてください。〔県内校のみ〕

注2 住民税の申告を行っていない場合は、情報照会しても道府県民税及び市町村民税の所得割額を確認できません。

市区町村の住民税の窓口で申告を行った上で、課税証明書等を取得してください。

注3 県外の高校の場合は、課税証明書等のみ受け付けます。

5 災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※生活保護（生業扶助）受給世帯除く）

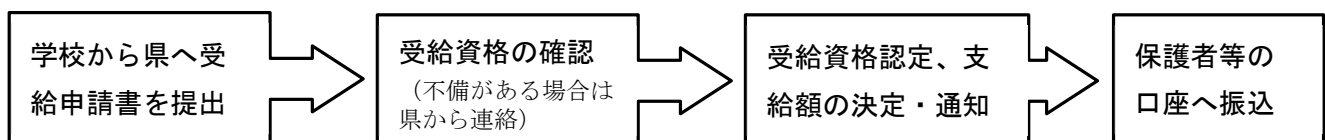
罹災証明書等書類のご提出が必要となりますので、該当する場合、申請時に学校事務室もしくは県までご連絡ください。

6 申請期限

◎ 申請書に①～⑤の書類を添付し、**7月24日（水）までに、学校事務室へ提出してください。**

（複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。）

7 給付金の支給の流れ



支給時期：令和6年10月～12月頃（予定）

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。

支給手続きには時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

書類不備等の理由により、支給が令和7年1～2月となる場合があります。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2760 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

◆申請書はホームページからダウンロードできます。

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html>

令和6年度 家計急変世帯対象 「奨学のための給付金」受給申請のご案内

保護者の失職、倒産、死亡等で、令和6年1月以降に、家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

申請日において、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

保護者	<input type="checkbox"/> 令和6年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税ではないが、令和6年1月以降に家計が急変したことにより、所得割が非課税相当となる見込みの世帯（※1）
	<input type="checkbox"/> 広島県内に在住している。
生徒	<input type="checkbox"/> 就学支援金対象校に在学している。



給付方法など	
対象者：	保護者
申請：	7月1日～12月27日
回数：	年1回
給付：	申請の口座へ振込み

生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯の方及び令和6年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は、7月の通常の申請（一般）で申し込んでください。

※1 家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
2人世帯	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満

- ・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。なお、自営業者の方は個別にお問合せください。
- ・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。
- ・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。

2 給付額はいくらですか？

	生徒の状況	通信制・専攻科以外	通信制・専攻科
家計急変により所得割非課税世帯に相当すると認められる世帯	下記以外	142,600円	52,100円
	○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上23歳未満の兄弟がいる。 ○対象となる生徒以外に扶養している15歳以上（中学生を除く）23歳未満の、通信制課程に在学中または高校生等以外の弟妹がいる。	152,000円	

※家計急変が7月2日以降に生じた場合の給付額は、申請受付けの翌月以降の月数等に応じて算定します。

（計算例）10月5日に家計急変事由が発生した全日制第1子の場合
 $142,600円 \times 5月(11 \sim 3月) \div 12 = 59,416円$ （1円未満端数切り捨て）

3 どんな書類が必要ですか？

書 類	内容・注意点
◎ 高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（私立） 様式第1-2号	
① 振込先口座の通帳等の写し（コピー）	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ
② 家計急変の発生事由を証明する書類	◎家計急変による申請理由書【参考様式1】 ◎上記の申請理由書の他に、次の区分に応じて提出してください。 【解雇や離職の場合】 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書（いずれか1つ） 【破産や廃業の場合】 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出（いずれか1つ） 【解雇や離職、破産、廃業ではない場合】…上記理由書【参考様式1】
③ 家計急変前の収入を証明する書類	・令和6年度課税証明書（保護者全員）
④ 家計急変後の収入を証明する書類	○会社員等 ・直近の給与明細書（急変後3か月分以上）及び年収見込【参考様式2】 ・会社作成の給与見込（急変後12か月間） ○自営業 ・税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類 （いずれか1つ）
⑤ 在学証明書	生徒の在学が発行したもの
⑥ その他の書類	上記のほか委任状やその他必要書類を追加で求める場合があります。

※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、ご連絡ください。

4 災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※生活保護（生業扶助）受給世帯除く）罹災証明書等書類のご提出が必要となりますので、該当する場合、申請時に学校事務室もしくは県学事課へご連絡ください。

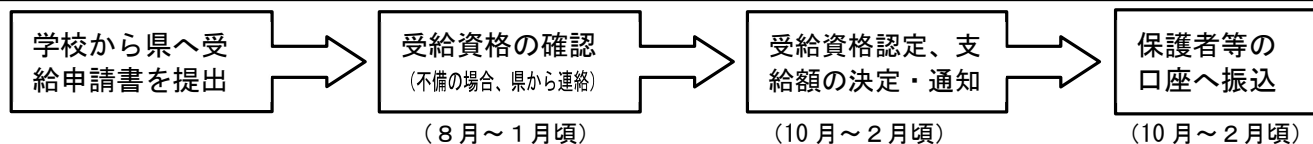
5 申請期限

◎ 申請書に①～⑥の書類を添付し、**7月24日（水）までに、学校事務室へ提出してください。**（家計急変が7月2日以降に生じた場合は、12月27日（金）までに県へ申請）

※複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は、県学事課へご連絡ください。

6 給付金の支給の流れ



支給時期：令和6年10月～令和7年2月頃（予定）

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

電話 082-513-2760 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

◆申請書はホームページからダウンロードできます。「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuuhukin.html>